

平成28年第4回南幌町議会定例会

一般質問（質問者2名）

（平成28年12月8日）

①「児童生徒の読書活動の活性化を目指すためには」

佐藤議員

おはようございます。本日は教育長に1問の質問をさせていただきます。児童生徒の読書活動の活性化を目指すためには。子供の読書活動は、言葉を学び感性を磨き、表現力を高め想像力を豊かなものにします。現在、児童生徒の取り巻く環境は、あふれるばかりの情報メディア、それに伴った変化への対応、家庭や地域での生活環境の変化が児童生徒の読書離れにつながっていると考えます。本町では現在、生涯学習センターぽろろの図書室を中心とした、さまざまな読書活動の取り組みをしています。今年度内に南幌小学校でもぽろろ図書室の本の貸し出しができる予定とお聞きしており、さらに多くの利用者がふえる事を期待するところです。本町児童生徒の読書離れを防ぐため、環境整備、どのような本が読みたいと思っているのか、読書目標の設定、地域や町で子供の成長を見守ることが重要と考えます。そこで教育長に4点伺います。

- 1、南幌小学校で予定しているぽろろ図書の貸し出しは具体的にどのような取り組みをされるのか。
- 2、児童生徒が興味ある本のニーズ把握をされているか。
- 3、児童生徒が挑戦できる読書の目標の設定を設ける考えは。
- 4、現在取り組んでいるブックスタートとともに、地域で子供の成長を見守り、応援する事業を行う考えは。以上です。

教育長

児童生徒の読書活動の活性化を目指すためには、の御質問にお答えをいたします。平成27年4月に生涯学習センター開設以来、多くの児童生徒の皆さんに図書室を御利用いただき、夏休み・冬休みには、レファレンスルームを利用して学習する子供の姿も多く見られる状況でございます。

1点目の御質問については、小学校における生涯学習センター図書の貸し出しは、インターネット回線を通じ、ぽろろ図書室と小学校図書室を接続し、予約を受け、貸出することとしています。主に図書委員が操作を行うため、できるだけ容易にできるような環境を整えたり、セキュリティーにも配慮した運用に努めていかなければならないことから、現在、最終確認作業を学校と行っており、3学期からスタートする予定でございます。

2点目の御質問のニーズ把握については、リクエストカードといった具体的なものは実施しておりませんが、貸し出し窓口で要望があったときは、担当職員がその内容を判断し、選書の参考としております。また、昨年、図書館流通センターのブックキャラバンにおいて、読み聞かせサークルの皆さんに直接選書していただきましたので、今後も機会があればそのような場面を設け要望に応じていきたいと考えております。

3点目並びに4点目の御質問については、先般、社会教育審議会から「南幌町子どもの読書活動推進計画（案）」の答申を受け、その中で読書通帳や読書感想文コンクール、新1年生を対象としたブックスタートプラスの実施の御提案をいただきました。いずれにいたしましても、ブックスタートを始め、小学校での朝の読み聞かせ、幼稚園・保育所への出張読み聞かせなどの読書活動を実施する中で、中心的な役割を担っていただいております読み聞かせサークルの皆さんの御協力をいただきながら、今後さらにこれらの活動を定着させ、児童生徒の読書離れを防ぐための環境整備、地域や町で子供の成長を見守り、応援する事業などについて、本年度策定する「子どもの読書活動推進計画」に基づき、平成29年度より取り組んでまいりたいと考えております。

佐藤議員（再質問）

再質問させていただきます。ただいまおっしゃられましたように、本町の生涯学習センターでのぽろろ図書室が開館してから読書通帳、またキッズライブラリー、ふれあい館での本の返却とか、また来年1月からはですね、図書の宅配サービスを実施されるということをお聞きしまして、本当に図書室でありながらも、図書館以上の取り組みをされているっていうことに本当に敬意を払うものでございます。特に今回はスクールバスの生徒などにも本の貸し出しが利用しやすくなるということで、そこで小学校での貸し出しについては、今回初めての取り組みということで実施に際しましては、これから学校と教育委員会とが連携してさまざまな心配点もあると思います。その中で特に注意を払う点などございましたら、お聞かせ願います。

2問目のニーズ調査なんですけれども、できるだけ児童生徒には質の高い読書、また推奨する本をとということで、担当部局でも購入していただいていると思うんですけども、しかし貸し出し状況を見ますとですね、児童生徒向けの新刊図書を借りている件数が少ないように思われます。で、どのような本が読みたいのか。今後、その掘り下げたニーズ調査をする必要もあると思っております。南幌町で読書を全くしていない生徒が小学校6年生で46.2%おりました。また中学校では42.6%というデータが出ております。やはり求める本があるのかなのか、それによって利用率も高まってくると思うんですね。それで、時代をとらえたやっぱり魅力ある書籍の配備が必要だと考えます。そのために、児童生徒のためのリクエストの受け付けを考えてはどうかと思っております。先ほどの御答弁の中で要望があればお聞きしますっていう話だったんですけども、私はきちっとした形でリクエストを受

け付けますというそういう決まりを決めていただきたいなど。そのようになつたら、うれしく思っております。

それと読書の目標を持つということでございますけれども、今本当に活字離れ、読書離れを防ぐあらゆる工夫をしなければいけないと思っております。今子供たちの周りでは読書よりも楽しいものが満ちあふれているわけですね。それで、子供たちが目標を持って、挑戦心を養うことというのはこれから生きる子供たちにとっても、大きな力をつけることになるのではないかと思っております。空知の滝川市ではですね、図書館事業と学校との連携で読書通帳を発行し、100冊達成者に賞状を発行しております。ことしの10月には小学1年生の女の子がですね、500冊を読破して、今は100冊を目指しているということです。そのクラスの半数が100冊をほとんど達成、半数の子が達成しているというお話でした。やっぱり仲間と挑戦することも励みになりますし、読書を推進する導入の一つだと思うので、ぜひこのような取り組みをいかが考えるか、お聞かせ願います。

それと4番目のブックスタートなんですが、本当に皆さんに喜ばれております。先日利用したお母さんから聞いた話なんですけれども、自分の子供は3人いますということで、上の子供さんがブックスタートでいただいた絵本を、今は自分の下の兄弟に読み聞かせしているっていう話でした。そのお母さん自身もですね、南幌町から我が子にだけたということでこの本は特別に感じていますという、そういうお話をいただきました。本当に、そういう認識なんだなっていうことを、私自身も改めて気づかされたわけでございます。本町の生徒が健やかに成長をすることは、これからの町の大きな発展にもつながると思います。それで先ほどですね、新1年生を対象としたブックスタートプラスの実施の提案をいただきましたということなんですけれども、ぜひ実施していただきたいなと思っております。それに伴って、うちの町はそんなに児童生徒が多い町でもないわけですから、中学校入学時ですね、幼児はブックスタートなんですけれども、そのセカンドブックとして小学校、中学校はファーストブックとして、本を贈る事業の取り組みをぜひ考えていただきたいなと思っております。以上です。その4点です。

教育長（再答弁）

それでは再質問にお答えをさせていただきます。まず佐藤議員が子供さんに対する思いと、子供さんにこういうふうに育ってほしいという思いは多分共通部分がたくさんあると思います。そういう基本の中で答弁をさせていただきます。まずインターネット回線を使って、学校の図書委員とやりとりをするということですので、その分で専用回線を利用することから、セキュリティーっていうものが一番大切になってきますので、その辺の安全性を確保したという形の中で取り進めをしたいということが第一義でございます。そういう中で実際に運用開始した中で不都合な点があれば、その都度打ち合わせをしながら解消していきたいというふうに思います。それと図書の選定の関係だと思いますが、現在も、児童書については現在で約4万

冊ほど図書室に蔵書がございます。その中で児童書は1万9,000冊、さらに一般書は2万1,000冊、合わせて約4万冊ということでございます。それぞれ要望があればということではなくて、図書の貸し出しのときに窓口に来られて子供さんが要望されるものについても、聞き取りをしながら選書の中の参考にさせていただいてる現状もございます。ただ小学校・中学校それぞれ図書室というものがございまして、その中でも子供たちの要望、あるいは調べ物とかっていうもので、それで図書室が利用されてる経緯がございます。折に触れてどういう傾向にあるのかということも意識調査をしながら、子供たちが多く読んでいただけるような本を選書することが一番だと思いますので、今後対策について検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、子供たちの本の顕彰制度ということで滝川市の事例をお話をいただきました。佐藤議員も御承知のとおり一応南幌町も読書通帳ということで、幼児、小中学生、一般の方ということで、幼児、小中学生については70冊を基本という形の中で、後ろのほうに頑張りましたねということでやってございます。ですから顕彰制度、表彰するということで本人が励みになるということであれば、そういうことも含めて検討してまいらなきゃならないと思いますが、私どもが小さい時に夏休み期間中に近くの広場に行ってラジオ体操をして、そのカードに判こを押していただいた、そういうことが励みになって、行ったという、もう一つそういう原点に帰って本を読むことは楽しんだよという、そういうことも含めた読書の意義というものを広める活動もあわせてしていかなきゃならないかなというふうに思っております。いずれにしても、学校だとか行政だけで読書を推進するということは非常に難しい面もありますので、その中に家庭の皆さんの御協力をいただきながら、そういう活動も展開してまいりたいと思います。それとブックスタートの関係。ブックスタートさらにブックスタートプラスさらに中学校ということでお話がありました。現状としては今、社会教育審議会のほうからブックスタートプラスあるいは読書感想文だとかさまざまな読書計画を含めた、答申をいただいたところでございます。今後その答申について教育委員会で決定しながら、地道に最初から風呂敷を広げることなく、できることから地道に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

佐藤議員（再々質問）

ただいま教育長の思いを聞かせていただきました。再々質問なんですけれども、今は国立青年機構の調査では、就学前から中学校までに読書量が多い子供ほど未来志向・社会性・自己肯定・意欲・関心が高い結果が出ております。このような点からも成長期の児童生徒に読書が大きくかかわることもわかっております。南幌中学が行った平成28年度の生徒質問調査の中で自分にはよいところがあると答えた中学生は59.6%でした。また、人の役に立つ人間になりたいと答えた生徒は何と100%でした。私はその中で自分には自信がないんだけど、人のためになり

たいという、そういう人間として一番大事なところを持ち合わせて成長している本町の子供たちに改めて感動しました。ですから、たくさんの本を読み読書の力を付けていただき、人格とともに学力もほかに負けない子供たちになってほしいと、そのように思っております。それで先日ですね、本町で開催いたしました、家庭教育ナビゲーター養成講座というのがあり、受講させていただきました。その講座の中で今、親たちの一番の悩みは子供のしつけだそうです。スマートフォンやゲームばかりしないで、親がですね、読書を勧めても子供は友達同士とラインをしていて、返さなくてはいけない。返さないと仲間外れにされてしまう。それで布団に入ってからずっとスマホを手放すことができない。それで寝不足になるっていう子供も今ふえているようでございます。それで、家庭でルールを決めてもですね。それぞれの家庭が決まりが違うということで子供たちも、やはりその規則を守ることが難しいという、そういうお話でございました。そこで、そういうこともありまして、本州のとある小中学校では、9時以降のスマートフォンまたはゲームを禁止にしたんですね。検証したところ友達とのラインをやめようと言い出せなかった子供たちが、決まりがあるおかげでもうやめようと言えるようになった、そういうタイミングができたということで本当にほっとしたっていう話もございました。ここで私はそのスマホだとかゲームのよしあしを議論することは差し控えたいと思っておりますけれども、しかし本町においてでも、そのスマートフォン、子供の読書時間、学習時間の関係に悩んでいる家庭も少なくないんですね。それで本年度、空知の沼田町、沼田中学校でも生徒会が携帯電話・スマートフォンのルールを作成しました。また、刈谷市の小中学校でも9時以降の利用を禁止しました。今後、本町もこのような、読書活動を進めるためにはですね。やはりこのような、いろいろな取り決めも必要ではないかとそのように感じます。今後本町でのスマホやそのゲームなどと読書の関連性を教育長はどのようにお考えになるか、お聞かせ願います。

教育長（再々答弁）

答弁になるかどうかは別といたしまして、全て子供たちに大人が制約を加えるということがどうなのかなと。それは決まり事をするということを家庭でできないから、違う場所でやっていただきたいということじゃなくて、まず家庭内のことは家庭の中で取り組みをまず初めていただきたいという思いはございます。ですからスマートフォンでも、決して悪ばかりじゃないと思います。やっぱり利用されて値のある機器だというふうに思っていますので。正しく有効に使うということがまず前提だと思います。そこから始まって、ルールを決めた形の中でどういう生活が送れるかということから始めていただいて、その結果いろんな部分が出てきた時に、これはどうでしょうかという話、さらに先進地の沼田町だとかの話もありましたが、それは生徒会あるいは子供たちの側が自発的に、そういう決めをつくってはどうかという部分で始まったものだと思います。できればそういう形のほうが子供たちの心の中にストンと入ってくるんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

いずれにいたしましても読書活動、読書については言語活動の基本でございます。先ほど、監査委員のほうからの報告があったように、やっぱり国語の力という部分それと同僚議員からありました、新聞の活用、そういうことも含めた形の中で子供たちが多くの書物に触れるということは、将来大人になった時に大きく役立つというふうに考えてございますので、幼児期からの読書についての有効性を含めて今後、読書活動計画の中で推進をしていきたいというふうに考えてございます。

①「就学援助事業の改善について」

熊木議員

教育長に1点伺います。就学援助事業の改善について、子供の貧困が5人から6人に1人と言われ大きな社会問題になっています。ことし、北海道教育委員会は就学援助事業を充実するために市町村教育委員会に向けて通知を出したとされており、保護者に対して就学援助に関する書類を配布し、制度の趣旨と申請手続きの周知徹底を図るよう呼びかけています。経済的困難を抱えている保護者の方に、学用品費、給食費、体育実技用具費、医療費などの就学に必要な費用の一部を町で援助する制度として本町でも実施されていますが、新入学児童生徒学用品費や修学旅行費など、従来の支給時期では遅く費用を捻出できず困難を抱える家庭もあるのではないのでしょうか。就学援助費を児童生徒が必要とする時期に速やかに支給することが求められています。そこで教育長に3点伺います。

- 1、北海道教育委員会からの通知を受け、教育委員会でどのように協議されたか。
- 2、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費などを速やかに支給する方策を考えているか。
- 3、就学援助認定の児童生徒数と近年の推移をどのように捉えているか、伺います。

教育長

就学援助事業の改善についての御質問にお答えをいたします。1点目の御質問については、北海道教育委員会からの通知で示されている、進級時及び入学説明会における全保護者への制度案内の配布による周知、生活保護及び児童扶養手当担当窓口である保健福祉課との連携、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助対象品目の追加に伴う準要保護児童生徒への援助費目の追加、平成25年8月の生活保護の生活扶助基準の見直しによる準要保護の認定に影響がないよう、従前の生活扶助基準を用いた収入認定など、適切な把握と実施ができるよう協議を行っています。

2点目の御質問については、就学援助の支給は4月末日までに申請を受け、6月の税務情報の所得確定による収入認定をもって最終的に認定決定を行っています。このような現状を踏まえ、支給時期については来年度より速やかな支給の実施を行うべく、関係課と協議を進めてまいります。

3点目の御質問については、本町の平成27年度の就学援助の状況は、小学校では61人で援助率は20.3%、中学校では35人で援助率は18.5%と、全体でも援助率は19.6%となっています。直近の5カ年を見ても20%前後で推移し全道平均は下回っているものの、決して低い数字ではないと認識しています。いずれにしましても、児童生徒の就学が困難な状況にならないよう、援助が必要な世帯に対して、必要とされる援助を引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

熊木議員（再質問）

再質問させていただきます。ただいま答弁いただきました。それで、1番のところなんですけれども、道教委の通知では平成25年8月の生活扶助基準の削減について、特に生活扶助基準の見直しによる影響が及ばないよう対策を講じることとして、市町村に適切な判断と実施を求めています。本町では就学援助が生活保護基準に対する所得基準の倍率、それは何倍としているのでしょうか。いろいろ調べてみますと1.2倍から1.3倍としている自治体が多い中で、道内の9市町村では、1.5倍として独自の基準を設けて保護者の負担軽減を図っているところがあります。本町としては、これをどのように考えて改善する検討がされているのか、そこをまず1点を伺います。

それから、2点目のところで道教委の通知を受けて、今現状を踏まえて、支給時期について速やかな支給の実施を行うべく、関係機関と協議しているということでした。それで今もう既にこの通知を受けて取り組みが始まっています、来年1月からはもうすぐ実施するように、前倒しで実施するっていう自治体が今出てきています。その辺の現状をとられているかどうか。報道とかによりますと、例えば苫小牧市では、新中学生に前倒しで3月から実施されるということが我が党の議員の質問の中で明らかになって、それも報道されています。また美幌町とか津別町では入学準備金の支給のお知らせを、平成29年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の方の保護者に向けて、もう文書を出しています。その中では、改善がもう図られているっていうところでもあります。ですから今は検討中ということなんですけれども、4月実施に向けていくのかどうか、その辺がもう少し詳しく具体的に、教えてほしいと思います。本町のほかに先ほどの3番目の質問の中で、割合、今の状態ということで今19.6%と報告されました。全国の中でも、小学校や中学校に入学する時にランドセルや制服が買えずに、入学式を欠席する児童生徒もいるということが起きています。本来ならば晴れがましい入学式を欠席せざるを得ないような背景に何があるのか。敏感に子供を取り巻く社会環境を考えなければならないと思います。それは教育長も一致してると思います。そういう中で、やはり早急に決めて、それを通知を早く出すっていうことがやっぱり必要ではないかなと思います。ちょっと戻りますけれども、新入学児童生徒の学用品や修学旅行費など支給時期が4月の申請で支給されるのは、6月以降と今まではなっているといます。今まで保護者の方から例えば小学校の修学旅行、それから中学校の修学旅行、また入学に関していろいろ費用がかかります。特に中学校はそろえるものがたくさんありますので、一遍にお金がかかるんですね、そういうときに支給を早めてほしいとか、そういうような相談が今まで寄せられたかどうか、そのときにどういような対応をしたのか、それをお答え願いたいと思います。あと就学援助についてはですね。実施者である市町村に対して、国から財源措置がされています。ですから丸々市町村がお金を出すということではなくて、地方交付税で財源措置されているものですから、そ

の辺をかんがみて、道教委は今回通知を出したとされています。そこで、要保護児童生徒援助費補助金の補助対象項目の中にPTA会費やクラブ活動費、生徒会費など、補助対象項目として追加されていますが、3費目を支援しているのは全道89の市町村にとどまっている中、本町では早くから支援しているところでは大変評価できるものです。確認したいんですけども、これは準要保護世帯にも支給しているのかどうか。そこをお答え願いたいと思います。

3点目のところで先ほども言いましたけれども、小学校で61人、中学校で35人、合わせて全体でも援助率は19.6%で、この辺の推移をどう見るかっていうところで、やはり今人口が減少している、それから少子化で子供の人数も減っている中では一概にこの5カ年間の中ですごく減ったとかすごくふえたとかっていうことは、その辺の評価を出しづらいかもしれないんですけども、その辺のところを本町のその子供の貧困っていうかね、そういうところで教育委員会のほうではそれをつかむというのは難しいかもしれないんですけども、そのこのところどういうふうにお考えか。伺います。

教育長（再答弁）

まず1点目の質問でございますが、平成25年の生活基準の改正の部分で、南幌町の倍率はどうかということですが、1.3倍ということでございます。それと就学援助費の支給の関係ですが、先ほど答弁申し上げましたとおり新年度に向けて、なるべく早く認定をして、お金を支払えるようにということで、今取り組みを進めているところでございます。ただ一番ネックになるのは所得の確定でございます。それで先ほど関係課と協議ということは、当然あの所得の申告というのは、2月から確定申告期間が始まってきます。それを受けて住民税の賦課というのは、6月に決定するというところでございますが、ある程度その前に所得状況を把握できるだろうという形の中で該当世帯の人については、仮認定という形の中で、ちょっと仮賦課みたい形の中でやってできる限り早く、有効な就学援助費になるようにということで、取り進めを考えてございます。ただ、苫小牧あるいは美幌の話をして3月だとかっていう話になってますと、新年度と旧年度の予算の絡み、あくまでも29年度ということになると29年度の予算ということが、3月に今年度の予算を支給できるかということの疑問もありますので、先進地の事例などを参考にさせていただきながら、子供たちが不都合な思いをしないような形の中で、取り組めるものについては取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。それと先ほどもPTA会費、生徒会費等につきましては準要保護世帯についても、同様の考え方で支給をしてるということでございます。以上でございます。

熊木議員（再々質問）

再々質問させていただきます。今、教育長のほうからなるべく早くということと今、関係機関と協議しているってことで仮認定ができるようになってことで今、協議

いただいているという事でしたので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。で、美幌町とかのはちょっと私も、参考に取り寄せたんですけども、予算の関係でどういう形をとっているのかっていうことはぜひ調査していただきたいと思います。でも、新学期に子供にやっぱりそういう大変な思いをさせないっていうことで、すごく大きなことだと思うんですね。今、いろんな形でいじめとかいろんなことが話題になっています。ちょっとしたことでそれにつながっていくってこともありますので、やっぱりその辺は何とか関係機関と力を合わせて、取り組んでいただきたいと思います。それから先ほどの生活保護基準の1.3倍ということでしたけれども、それを独自基準として引き上げるということは考えられるか、可能か、その辺の協議はされるのか、そこちょっと確認したいと思います。

それからもう一つなんですけれども、就学援助費の申請について、お知らせ文書が配られますよね。私も教育委員会からいただきました。お知らせが各種のいろいろ見ていると、このお知らせ文書についても、もっとわかりやすいように改善して工夫しているところがいろいろ見受けられます。そういう意味では、世帯構成モデルごとに受給できる所得基準額が幾らかを示すということとか、申請するに当たって、これは申請したらいいんだろうかどうなのかっていう、ためらいの気持ちを持たせるような文言っていうのをやっぱり改めて、そういう用語を避けて、誰でもわかりやすい言葉遣いに改めている実践例が先進地で進められています。やっぱり子供が楽しく元気に学校に通えるように、そしてお金の心配がなく児童生徒が学べるようにといったこの制度を紹介するっていうことが必要だと思います。その辺では、今も工夫されていると思うんですけども、さらに工夫されて、その辺のところまで教育委員会で話されたり、事務のところで話されたりしているのか、それを伺います。それから先ほどの質問の中で、保護者の方から困ったこととかその相談とか、そういうのを寄せられたのかってことを質問しました。そしてそれに対してどのように対応したのかっていうことのお答えがなかったので、それをお願いいたします。

教育長（再々答弁）

先ほどの倍率の関係ですが、1.3倍という形の中で推移していきたいと考えておりますが、あくまでも給与、収入等を参考にさせていただいておりますので、現状として、それによって不利益をこうむった方はいないというふうに認識をしております。それと、要保護、準要保護の保護者へ周知の関係でございます。きょう、来年度より少しでも早く仮認定を含めた取り組みをしたいということでございますので、当然その辺の内容も変わってきます。改めて保護者の方がわかりやすいということも含めた中で、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。それと実際に支給の額が、支給時期がおくれて、例えば修学旅行は大変だとかっていう話を教育委員会に直接寄せられているということは、私の耳には入っておりません。以上でございます。